

株式会社建築資料研究社

日建学院 実務者研修（通学コース）学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は次の事業者（以下、当社という）が実施する。

- ・株式会社 建築資料研究社
- ・東京都豊島区池袋二丁目 50 番 1 号

研修実施主体の名称・所在地

- ・株式会社 建築資料研究社 日建学院 大宮校
- ・埼玉県さいたま市大宮区宮町 2-23 イーストゲート大宮ビルA館 3 階

（目的）

第2条 介護福祉サービス分野における、人材育成が急務である中、本研修は介護職として必要な専門的知識及び技能・技術を習得し、地域福祉の担い手として貢献できる人材を養成し、広く地域社会に貢献することを目的とする。

（実施課程及び形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下、研修という）を実施する。

- ・介護福祉士実務者研修（通学コース）
- ・研修期間は原則として開講日から修了日までを 6 か月とする。

（研修事業の名称）

第4条 研修の名称は次のとおりとする。

- ・日建学院 実務者研修（通学コース）

（開講期間、修業年限、定員、学級数、休業日）

第5条 本校の開講期間、修業年限、定員、学級数、休業日は次の通りとする。

| | | |
|-------|---------|--------|
| 開講期間： | 11 月 開講 | 5 月 開講 |
| | 1 月 開講 | 7 月 開講 |
| 修業年限： | 6 か月 | |
| 定 員： | 96 名 | |
| 学級数： | 4 学級 | |
| 休業日： | 土・祭日 | |

（教職員の組織）

第6条 研修を実施するにあたり、つぎの教職員を置く。

- (1) 施設長：1 名
- (2) 専任教員：4 名
- (3) 講 師：1 名以上
- (4) 事務員：1 名

（受講対象者）

第7条 受講対象者は次の者とする。

- (1) 埼玉県及び、近郊在住、在勤で通学が可能な者。
- (2) 未就職者でハローワーク等が公共職業訓練として本研修に推薦する者。

(受講費用)

第8条 受講料は無料とし、テキスト代は14,080円(税込)とする

(使用教材)

第9条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

- ・介護福祉士実務者研修テキスト第1～5巻セット(中央法規出版)

(履修方法)

第10条 通学し、講義・演習によって実施する。

カリキュラムは、別表1のとおり。

(受講希望者の選考と手続)

第11条 募集の選考と手続は次のとおりとする。

公共職業訓練については最寄りのハローワークで申込手続を行う。

応募者が募集定員を超えた場合については、選考日を設け、面接等を行った上で受講生を決定する。原則、研修初日(開講日)にテキスト代を納付し、当社は教材を配布する。

(休学・復学・退学)

第12条 休学・復学はできないものとする。

次に該当する者は、退学とすることができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、研修修了の見込みがないと認められる者。
- (2) 研修の秩序を乱し、受講者としての本分に反した者。

(欠席者の取扱い)

第13条 欠席、遅刻、早退はやむを得ない場合をのぞき事前に連絡をするものとする。また、10分以上の遅刻・早退は欠席扱いとする。

(補講の取扱い)

第14条 研修の一部を欠席した受講生が補講を希望する場合は、当校が、やむを得ない事情による欠席と判断し、かつ、当該受講生の受講態度等を総合的に勘案して、補講を受けることにより修了させることが望ましいと施設長が判断した場合には、補講を受けさせることができる。なお、その場合は、補講を受けることによって、該当科目に出席したものとする。

2 補講費用は、1時限につき3,000円(税別)とし、原則、受講者が負担するものとする。

(学習評価及び修了認定の方法)

第15条 各科目の法定の時間数の3分の2以上を出席していることが評価対象とする(評価時間を除く)。

第10条に定めるカリキュラム(別表1)を全て履修し、科目ごとに習得度の評価を行い(レポート、小テスト、紙上演習等)かつ出席状況・受講態度を総合的に評価・判断し、修了評価とする。

- ・評価基準A:90点以上、B:80～89点、C:70～79点、D:70点未満の4段階で評価し、C以上の評価で修了認定とする。
- ・D判定の者は、**研修期間内において本人が希望する場合に限り**再度評価ができることとする。
- ・医療的ケア演習の評価については教育内容を実施し到達目標にある者を修了認定とする。

(卒業)

第16条 第15条規定より修了を認定された者には、当社において修了証明書を交付し、卒業とする。

(修了者管理の方法)

第17条 修了者管理については、次により行う。

- ・修了者を修了者台帳に記載し、修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。

(賞罰)

第18条 賞罰は無し。

(研修事業執行担当部署)

第19条 本研修事業は、当社、営業本部 雇用支援事業部にて執行する。

(その他留意事項)

第20条 研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。
 - ・苦情対応部署：日建学院コールセンター
 - ・電話：0120-243-229
- (2) 事業実施により知り得た受講者等の個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

(施行細則)

第21条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項が必要であると認められる時は、当社がこれを定める。

(附則)

この学則は平成28年12月1日から施行する。(開講月)

この学則は平成28年12月1日から施行する。(執行担当部署名変更)

この学則は平成28年12月1日から施行する。(校舎変更)

この学則は平成28年12月1日から施行する。(定員)

この学則は平成28年12月1日から施行する。(評価方法)

この学則は平成30年7月20日から施行する。(開講月)

この学則は令和2年11月1日から施行する。(休業日・テキスト代)

この学則は令和4年7月1日から施行する。(学則)

この学則は令和6年5月1日から施行する。(補講の扱い・カリキュラム)

この学則は令和6年11月1日から施行する。(学習評価及び修了認定の方法)

別表1 カリキュラム

日建学院 実務者研修（通学コース）

| 科目名 | 時間数 |
|--------------|-----|
| 人間の尊厳と自立 | 5 |
| 社会の理解Ⅰ | 5 |
| 社会の理解Ⅱ | 30 |
| 介護の基本Ⅰ | 10 |
| 介護の基本Ⅱ | 20 |
| コミュニケーション技術 | 20 |
| 生活支援技術Ⅰ | 20 |
| 生活支援技術Ⅱ | 30 |
| 介護過程Ⅰ | 20 |
| 介護過程Ⅱ | 25 |
| 介護過程Ⅲ | 45 |
| 発達と老化の理解Ⅰ | 10 |
| 発達と老化の理解Ⅱ | 20 |
| 認知症の理解Ⅰ | 10 |
| 認知症の理解Ⅱ | 20 |
| 障害の理解Ⅰ | 10 |
| 障害の理解Ⅱ | 20 |
| こころとからだのしくみⅠ | 20 |
| こころとからだのしくみⅡ | 60 |
| 医療的ケア | 50 |
| 医療的ケア演習 | 12 |
| 合計 | 462 |